



保医発1226第5号
平成25年12月26日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

} 殿

厚生労働省保険局医療課長
(公印省略)

D P C 対象病院等におけるデータ提出加算の取扱いについて

「診療報酬の算定方法の一部を定める件」（平成24年厚生労働省告示第76号）第1章第2部第2節入院基本料等加算に規定する項目のうち、A245 データ提出加算については、定められた期日までにデータの提出がされず、データ提出（データの再照会に係る提出も含む。）に遅延等が認められた病院は、当該月の翌々月において、当該加算が算定できないこととされているところである。

今般、以下の病院において、平成25年12月12日に提出すべき、平成25年9月分までのD P Cデータの提出に遅延等が認められたため、平成26年2月のデータ提出加算を算定することができないことから、その取扱いに遺漏のないよう関係者に対し、周知徹底を図りたい。

記

病 院 名	適 用 期 間
茨城県日立市国分町2-1-2 株式会社日立製作所多賀総合病院	平成26年2月1日から 平成26年2月28日まで
茨城県つくば市上横場2573-1 一般財団法人筑波麓仁会筑波学園病院	
千葉県松戸市上本郷4005 国保松戸市立病院	
神奈川県横浜市緑区十日市場町1726-7 医療法人社団三喜会横浜新緑総合病院	
岐阜県岐阜市加納城南通1丁目23番地 医療法人社団志朋会加納渡辺病院	
兵庫県姫路市広畑区長町2丁目1番 医療法人社団光風会長久病院	

病 院 名	適 用 期 間
福岡県福岡市南区若久2丁目6番1号 医療法人恵光会原病院	平成26年2月1日から
熊本県熊本市中央区神水1丁目14-41 医療法人芳和会くわみず病院	平成26年2月28日まで